

岩手県小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領

(趣旨)

- 第1 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。
- 2 この要領は、実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ク)の地域用水環境整備事業のうち、実施要領別紙8第2の2の(1)の表の1の(7)に掲げる小水力発電設備設置に適用する。

(事業実施主体)

- 第2 本事業の実施主体は、小水力発電設備を設置する農業水利施設（以下「農業水利施設」という。）の所有者が岩手県の場合には県とし、それ以外の場合には市町村又は土地改良区その他知事が認める者（以下「土地改良区等」という。）とする。

(事業の申請)

- 第3 本事業の実施を希望する者は、原則として当該事業の採択を希望する年度の前年度の1月末日までに、事業採択申請書（様式第1号）に実施要領別紙8第2の3の(1)のアの(オ)に規定する小水力発電整備事業計画及び実施要領別紙8第3の1の(1)に規定する地域用水環境整備事業計画概要書を添付のうえ、広域振興局長を経由し知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出された事業採択申請書が適当と認められるときは、事業の採択を決定し、広域振興局長を経由して申請者に事業採択通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(事業の要件)

- 第4 本事業の実施にあつては、実施要領別紙8第3の2の(1)のイの(エ)に定める要件の他、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 事業実施主体と農業水利施設の所有者が異なる場合、本事業の実施について農業水利施設の所有者から同意が得られていること。
 - (2) 本事業の実施を希望する者と農業水利施設の管理者が異なる場合、本事業の実施について農業水利施設の管理者から同意が得られていること。

(事業計画の変更)

- 第5 土地改良区等が事業実施主体である事業において、実施要領別紙8第3の3の(1)

に該当する事業計画の重要な変更を行おうとする土地改良区等は、事業計画変更申請書（様式第3号）に事業計画変更概要書（様式第4号）を添付のうえ、広域振興局長を経由し知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により提出された事業計画変更申請書が適当と認められるときは、事業計画の変更を承認し、広域振興局長を経由して土地改良区等に事業計画変更承認通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（管理運営の取扱い）

第6 小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入等が、実施要領別紙8第3の2の(1)のイの(エ)のaの(a)に規定する電力供給対象施設に係る電力料、受電・発電に必要な費用及び土地改良施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額について、実施要領第7の1の規定により国庫に納付する他、県の負担割合を乗じた額を県に納付するものとする。

- 2 小水力発電施設の管理者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項に基づく設備認定を受けたとき又は電気事業者との電力供給契約を締結したときは、直ちに管理運営報告書（様式第6号）に実施要領別紙8第7の2のアからウに規定する資料を添付し、広域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月17日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月30日から適用する。